平成２６年（フ）第５２６号
愛知県瀬戸市坂上町469番地１
債務者　有限会社エフエフアイジェイ
代表者取締役　中林　　豊
１　決定年月日時　平成26年４月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　山下　陽平
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月17日午前10時10分
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２５０号
大阪府富田林市寺池台５丁目１番13号
債務者　株式会社アルム
代表者代表取締役　津田　邦雄
１　決定年月日時　平成26年４月16日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　稲田　正毅
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月17日午前11時
大阪地方裁判所堺支部破産係

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２６年（フ）第２４号
島根県雲南市加茂町加茂中1043番19地
債務者　松浦　　勲（旧姓青木）
１　決定年月日時　平成26年４月17日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　峠田　晃宏
４　破産債権の届出期間　平成26年５月27日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月10日午前10時
６　免責意見申述期間　平成26年６月10日まで
松江地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第４３号
島根県安来市黒井田町191番地２
債務者　後藤　英里
１　決定年月日時　平成26年４月17日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　原　　守中
４　破産債権の届出期間　平成26年５月27日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月10日午前10時30分
６　免責意見申述期間　平成26年６月10日まで
松江地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３３号
松江市浜乃木７丁目９番33号　107号
債務者　福井　幸子
１　決定年月日時　平成26年４月17日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　遠藤　郁哉
４　破産債権の届出期間　平成26年６月３日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月17日午後３時
６　免責意見申述期間　平成26年６月17日まで
松江地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３１号
鹿児島県鹿屋市田崎町2350番地１　上田崎市営63号
債務者　牧原　美好
１　決定年月日時　平成26年４月17日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　小山　　献
４　破産債権の届出期間　平成26年５月19日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月２日午後２時
６　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２６年（フ）第３２号
鹿児島県鹿屋市田崎町2350番地１　上田崎市営63号
債務者　牧原　美幸
１　決定年月日時　平成26年４月17日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　小山　　献
４　破産債権の届出期間　平成26年５月19日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月２日午後２時
６　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２６年（フ）第１３号
鹿児島県薩摩郡さつま町宮之城屋地2064番地
債務者　北田　幸雄
１　決定年月日時　平成26年４月17日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　細谷　文規
４　破産債権の届出期間　平成26年５月８日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月１日午後２時
６　免責意見申述期間　平成26年６月24日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２６年（フ）第５８号
青森県下北郡東通村大字白糠字赤平452番地４
債務者　駒谷　群治
１　決定年月日時　平成26年４月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　大谷　真実
４　破産債権の届出期間　平成26年５月19日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月17日午後２時
６　免責意見申述期間　平成26年６月27日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２１号
青森県弘前市大字南大町２丁目５番地１　青葉アパート３―28、住民票上の住所青森県弘前市大字清野袋４丁目１番地２
債務者　水木奈津美
１　決定年月日時　平成26年４月18日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　三上　和秀
４　破産債権の届出期間　平成26年５月19日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月７日午前10時10分
６　免責意見申述期間　平成26年６月27日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２６年（フ）第４３号
茨城県守谷市松ケ丘３丁目18番地１　ラポール・ジョイ松ケ丘102
債務者　前島　　毅
１　決定年月日時　平成26年４月18日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　秋山　　環
４　破産債権の届出期間　平成26年５月19日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月11日午前10時
６　免責意見申述期間　平成26年６月27日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２６年（フ）第２９号
岐阜県恵那市大井町208－２、住民票上の住所岐阜県恵那市長島町永田371番地３
債務者　丸山すゞよ
１　決定年月日時　平成26年４月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　石垣　智康
４　破産債権の届出期間　平成26年５月19日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月７日午前10時
６　免責意見申述期間　平成26年６月30日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２６年（フ）第３２号
岐阜県恵那市大井町2729―182、住民票上の住所岐阜県恵那市大井町208番地２
債務者　丸山大八郎
１　決定年月日時　平成26年４月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　石垣　智康
４　破産債権の届出期間　平成26年５月19日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月７日午前10時
６　免責意見申述期間　平成26年６月30日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２６年（フ）第２８４号
大阪府茨木市平田２丁目12番６―201号
債務者　船山　博俊
１　決定年月日時　平成26年４月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　中　　隆志
４　破産債権の届出期間　平成26年５月29日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月16日午後２時
６　免責意見申述期間　平成26年７月２日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第４２２号
札幌市白石区菊水９条１丁目２番７号　第二エスビーハイツ110号
債務者　酒井萌々子（旧姓田上）
１　決定年月日時　平成26年４月17日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　井上　智輝
４　破産債権の届出期間　平成26年５月19日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月11日午後１時30分
６　免責意見申述期間　平成26年７月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部